

野田市救急業務実施規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和3年1月26日

野田市消防長 菅野 透

野田市消防本部訓令第2号

野田市救急業務実施規程の一部を改正する訓令

野田市救急業務実施規程（平成7年野田市消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「を図るために」を「に関し」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条第2号中「並びに」を「及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第3号中「及び消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）に定める」を「第2条第9項に規定する」に、「で」を「であって」に改め、同条第6号中「に定める」を「第1条の5第1項に規定する」に、「診療所及び助産所」を「及び同条第2項に規定する診療所」に改め、同条第10号を削る。

第4条第1項第1号中「（昭和45年消防庁告示第1号）別表第2の4救急科(1)救急標準課程若しくは(3)救急Ⅱ課程に掲げる課程」を「（平成15年消防庁告示第3号）別表第2の6救急科の課程」に改め、同項第3号中「政令」を「消防法施行令（昭和36年政令第37号）」に改める。

第7条第4号中「しゅう恥」を「羞恥」に改める。

第12条第1項中「旨」を「旨の」に改め、同条第2項中「千葉北西部消防指令センター」を「ちば北西部消防指令センター」に改める。

第17条中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改める。

第19条中「医療が」を「医療を」に改める。

第22条第1項及び第24条中「障がい」を「障害」に改める。

第27条第2号中「精神障害者等」を「精神障がい者等」に、「及び麻薬及び向精神薬取締法」を「、麻薬及び向精神薬取締法」に改め、「第2条」の次に「第25号」を加え、「及び覚せい剤」を「、覚せい剤」に改める。

第28条の見出し中「酩酊者」を「^{めいてい}酩酊者」に改める。

第32条中「消防組織法」の次に「（昭和22年法律第226号）第39条」を加える。

第34条第1項中「、結核、ウイルス疾患等」を「その他の感染症等」に改める。

第35条第2項中「（別記第1号様式）」を削り、「標示」を「表示」に改める。

第36条第1項第2号中「講習会」を「講習会等」に、「隊員等」を「隊員」に改め、同項第3号中「技能研修会」を「技能研修会等」に、「隊員等」を「隊員」に改める。

第37条第2項中「救急業務担当者会議」を「救急業務の担当者による会議」に改める。

第40条の見出し中「救急車出場証明書」を「救急搬送証明書」に改め、同条中「救急車出場証明願（別記第2号様式）」を「救急搬送証明願」に、「救急車出場の」を「救急搬送の」に、「救急車出場証明書」を「救急搬送証明書」に改める。

第42条の見出しを「（救急活動報告書）」に改め、同条第1項中「救急報告書（別記第3号様式）」を「救急活動報告書」に改める。

第43条第2項を削る。

第45条中「救急業務実施状況」を「救急業務の実施状況」に改め、「（別記第4号様式）」を削る。

別記様式を削る。

附 則

この訓令は、令和3年2月1日から施行する。